

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業 工程表 ※1

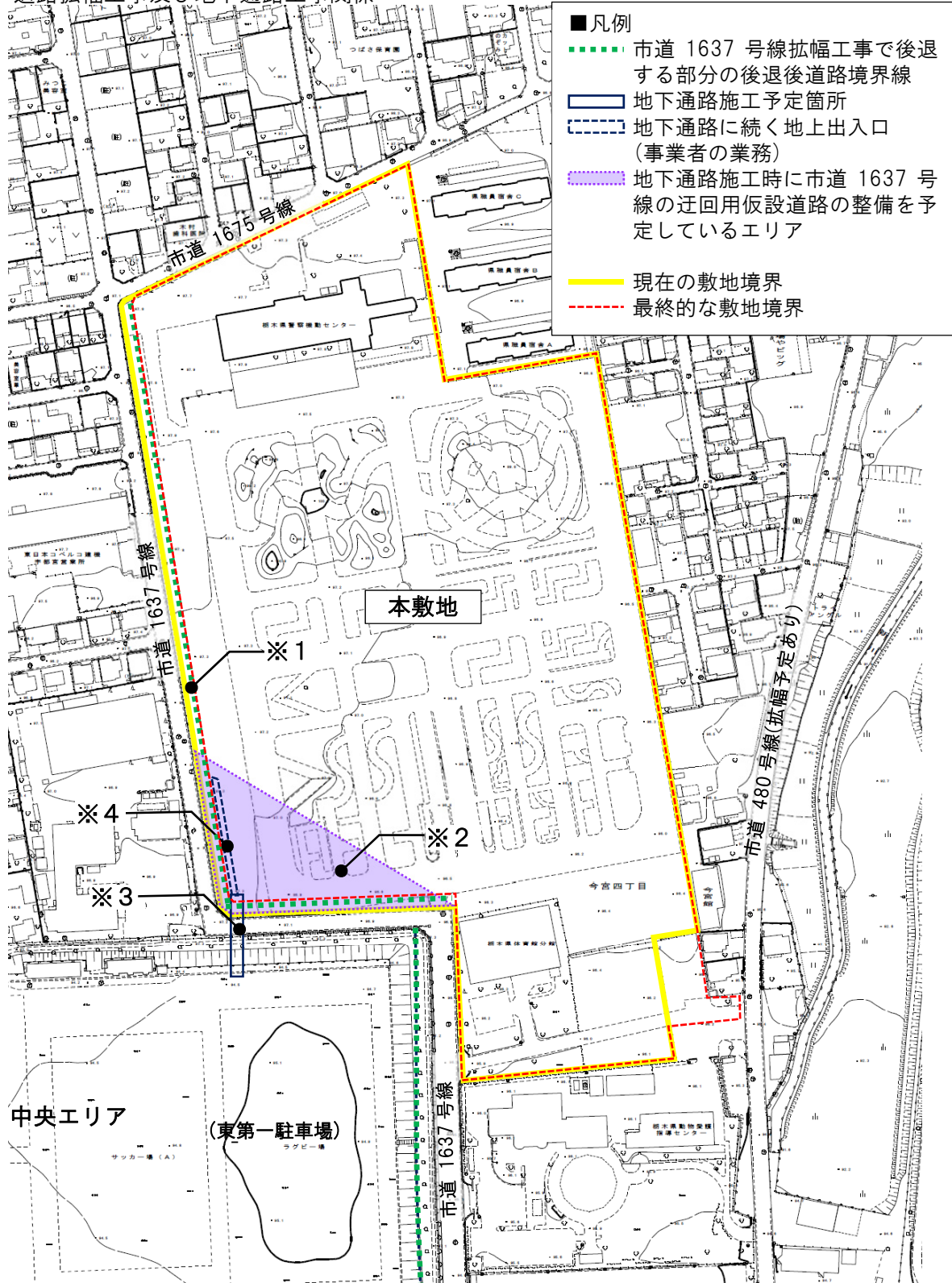
対象施設、対象地、管理等	H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		H31 (2019)		H32 (2020)		H33 (2021)		H34 (2022)									
	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月								
県警運動センター庁舎及びその敷地	供用																									
本敷地	元運動免許試験場敷地																									
本敷地	地下通路に続く本敷地への地上出入口 (本敷地内のスロープ等)																									
本敷地	体育館分館																									
周辺道路	西側市道 (市道1637号線) 拡幅																									
周辺道路	西側市道 (市道1637号線) 下の地下通路																									
周辺道路	市道480号線の拡幅																									
周辺道路	募集及び選定スケジュール等																									

凡例

- 事業者の業務
- 県の業務
- 宇都宮市の業務

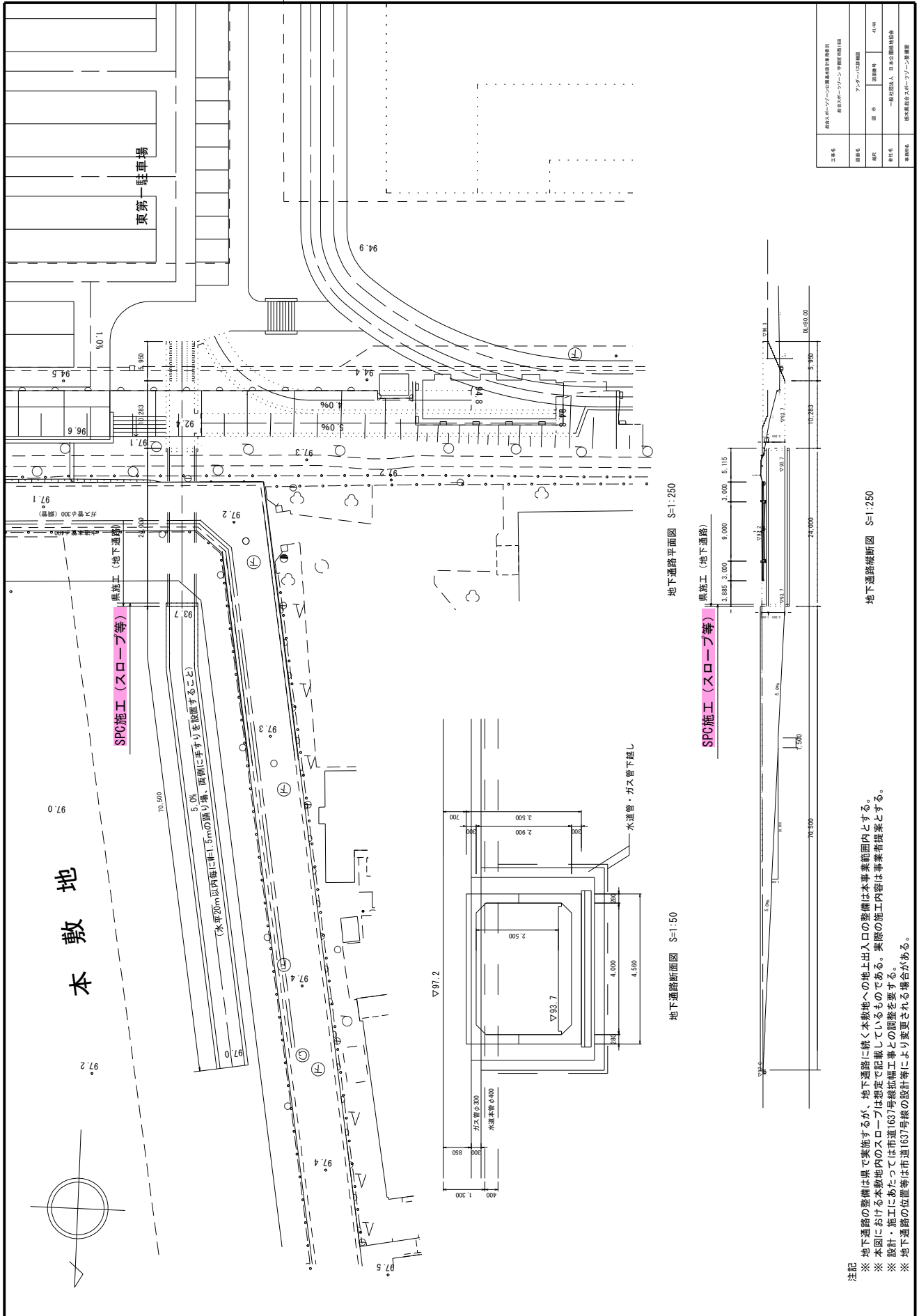
- ※1 本表の工程のうち、事業者の設計及び建設に係る業務の工程については事業者提案とする。また、県の業務に係る工程については現時点での想定であり、変更する可能性がある。
- ※2 土壌汚染状況調査の結果、県としては土壌汚染がないと判断した。
- ※3 庁舎等解体工事の際に、当該工事に係る仮設物の設置及び作業並びに車両通行等のため、本敷地の一部使用する予定である。
- ※4 地下通路に続く本敷地への地上出入口 (本敷地内のスロープ) の設計・施工に当たっては、市道1637号線拡幅工事との調整を要する。
- ※5 体育館分館改修工事は、空調設備設置工事及び外部建具改修工事を予定している。
- ※6 地下通路施工時には、本敷地内に市道1637号線の迂回用仮設道路を整備する予定である。
- ※7 市道1637号線拡幅工事の施工時に、縁石の開口部確認のため、本敷地への出入口位置を立合いにより確認する。

道路拡幅工事及び地下通路工事関係



- ※1 道路拡幅部については、あわせて別紙3を参照すること。
- ※2 迂回用仮設道路整備予定エリア内(3,000 m²程度(市道拡幅前の本敷地面積を含む))における迂回用仮設道路の整備は県の業務とする。また、次の工事(一般土による更地化)についても県の業務とする予定であるが、詳細については事業契約締結後協議することとする。
 - ・地下通路施工時の掘削箇所の現況地盤高までの復旧
 - ・迂回用仮設道路の撤去
 - ・迂回用仮設道路整備予定エリア内の既存構造物の撤去
- ※3 地下通路の詳細については、「地下通路詳細図」を参照のこと。
- ※4 地下通路に続く本敷地への地上出入口(本敷地内のスロープ等)の配置や形状等については事業者提案とし、整備は事業者の業務とする。

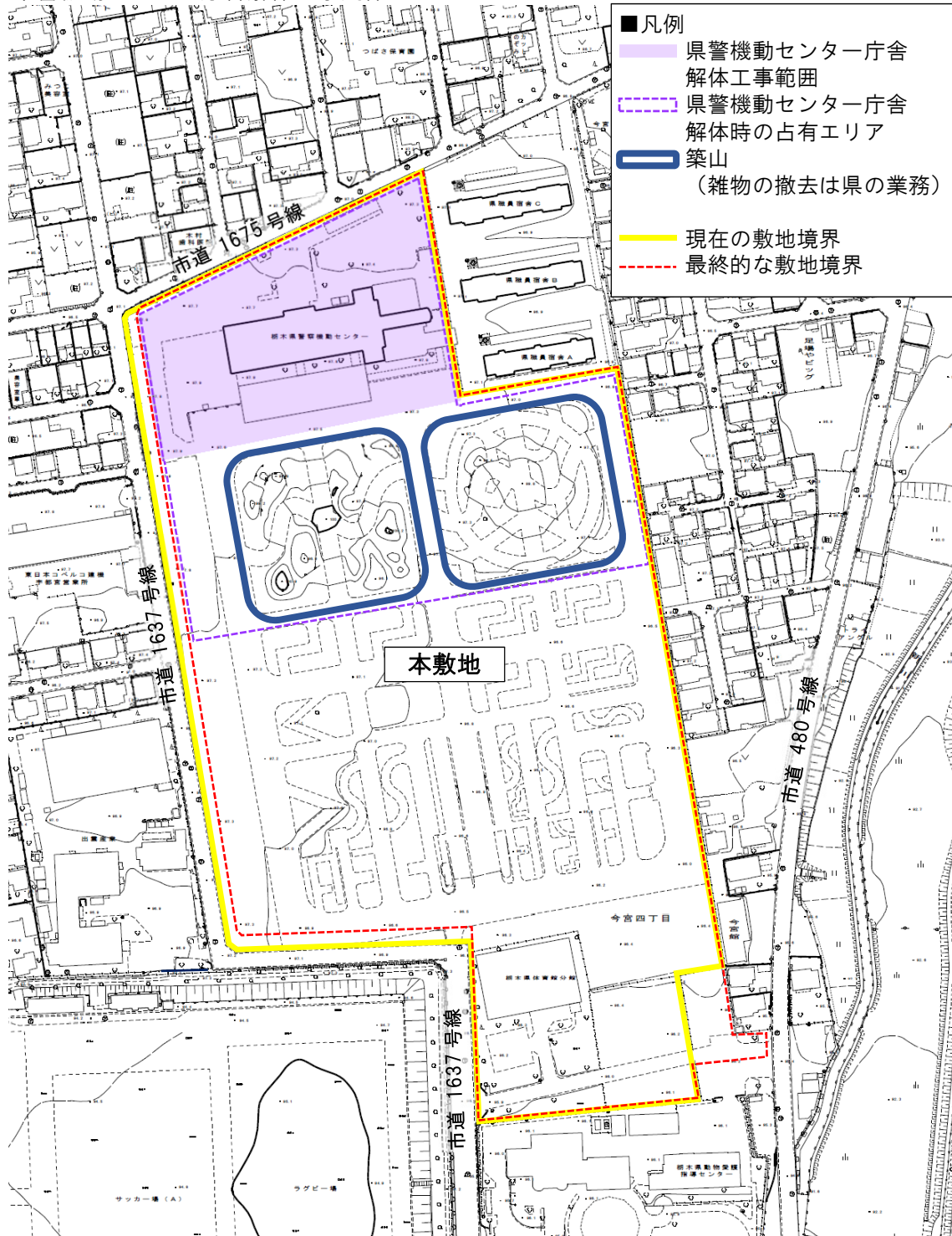
地下通路詳細図



注記
 ※ 地下通路の整備は県で実施するが、地下通路に続く本敷地への地上出入口の整備は本事業範囲内とする。
 ※ 本図における本敷地内のスロープは予定で記載しているものである。実際の施工内容は事業者提案とする。
 ※ 設計・施工にあたっては市道1637号線拡幅工事との調整を要する。
 ※ 地下通路の位置等は市道1637号線の設計等により変更される場合がある。

工事名	昭和三十九年(昭和)年度建設費補助金 昭和三十九年(昭和)年度建設費補助金		
図面名	ア(地下通路)詳細図		
図尺	図面番号	41(14)	
設計者	一般社団法人 日本公団建設協会		
事務所	昭和三十九年(昭和)年度建設費補助金		

県警機動センター庁舎解体工事関係



※県警機動センター庁舎解体工事の範囲については、県が建物、外構及び工作物を解体し、一般土にて更地とする。併せて、築山部に存置されている雑物（石、枕木、タイヤ、ヒューム管等）を撤去する。

※上記工事実施時には、現場事務所、資材置場、工事関係車両駐車場などの用地として、図示した占有エリアを使用する。また、上記工事関係車両は、別紙8に示す本事業実施における工事関係車両の進入退出路と同経路にて出入りする。